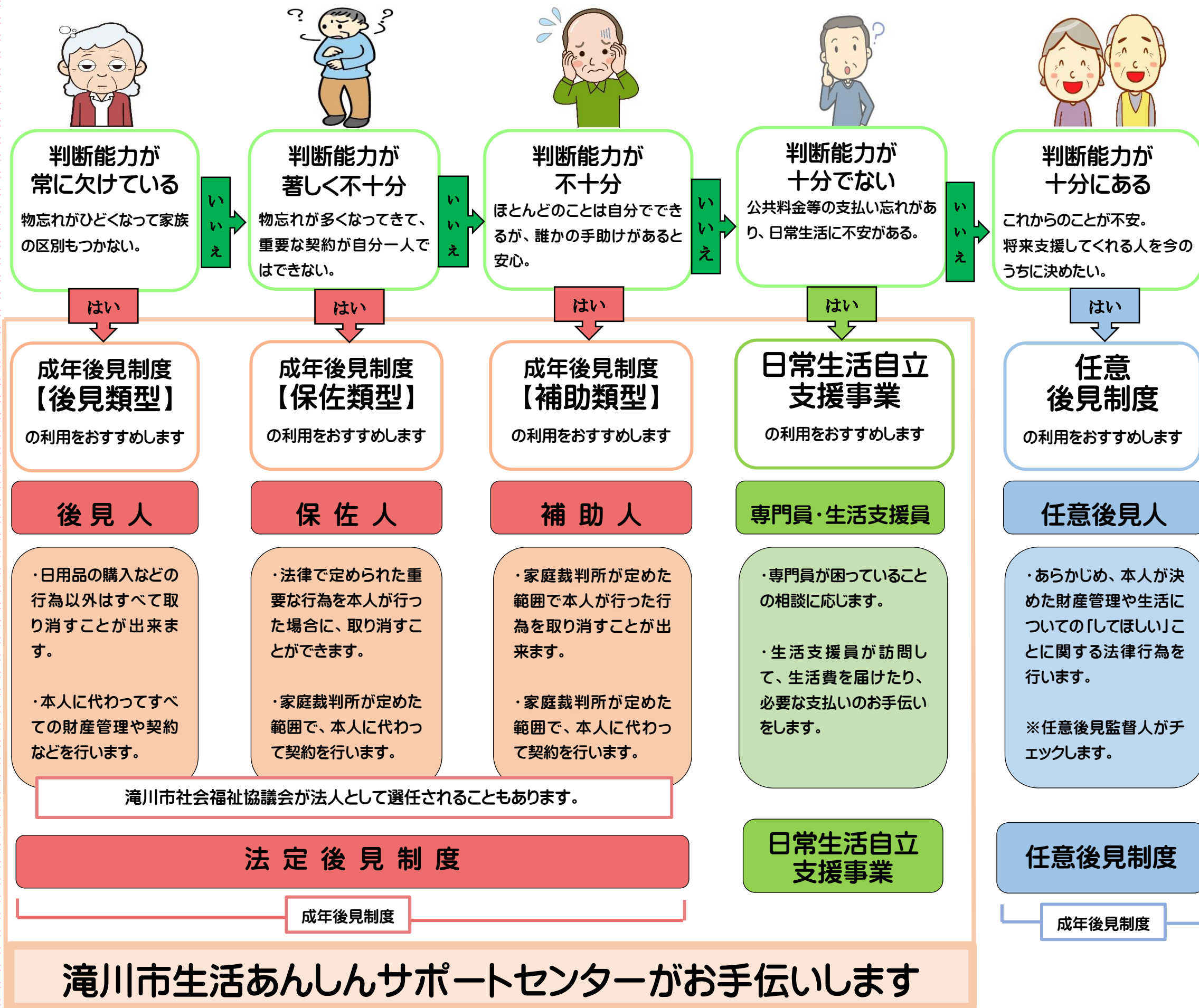


成年後見制度・日常生活自立支援事業・・・こんな時にはこの制度を！



成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が、本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類です。

◇法定後見制度
本人や家族などが家庭裁判所に申し立てし、後見人等が選任されます。判断能力により次の3種類になります。

- 後見** 常に判断力を欠いており、日常の買い物も一人では難しい方。
- 保佐** 判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人ではできるが、重要な財産の管理、処分などは難しい方。
- 補助** 判断能力が不十分で重要な財産の管理などを一人ですることが不安な方。

◇任意後見制度
将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい、などにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

- 援助内容
- ① 福祉サービスの利用援助（基本事業）
福祉サービスの利用に関する情報提供や利用手続きのお手伝い
 - ② 日常的金銭管理
公共料金の支払い手続き、預貯金からの生活費の払出しなど
 - ③ 書類等の預かりサービス
定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり（保管は金融機関の貸金庫を利用します）